



選挙権年齢は
18歳以上です



東久留米市

検索

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日時：10月27日(日)午前7時～午後8時



衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査は、10月15日(火)に公示され、10月27日(日)が投票日です。今後の国政の行方を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。開票状況は、当日午後10時以降に市庁などで速報値をお知らせします。 図選挙管理委員会事務局 ☎042・470・7790

今回の選挙で投票できる方

東久留米市で投票できる方は、満18歳以上(平成18年10月28日以前に生まれた方)で、東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに登録される方は、6年7月14日までに住民基本台帳法に基づく転入の届け出をし、引き続き東久留米市に住所を有する方(新住所地で登録)、または6年6月14日以降に転出した方のうち、旧住所地の市区町村において、住民票が作成された日から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に登録されていた方であって、転出後4カ月を経過しない方(旧住所地で登録)です。



市庁

投票区・投票所は、投票所入場整理券に記載されています。

東久留米市における選挙の情報について、詳細は市庁をご覧ください。

期日前投票は10月16日(水)～10月26日(土)

投票日当日、仕事やレジャーなどの用事で投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

日時

10月16日(水)～10月26日(土)午前8時半～午後8時

※期日前投票および不在者投票のいずれも、公示日(10月15日(火))の翌日からの投票となりますので、ご注意ください。

手続き

郵送される「投票所入場整理券」の裏面にある「期日前投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記載の上、ご持参いただくと、スムーズに投票へご案内することができます(右図参照)。

なお、投票期間内で「投票所入場整理券」がお手元に届く前に投票する場合は、市庁から「期日前投票宣誓書兼請求書」をダウンロードして記載の上、ご持参いただくか、期日前投票所へお越しいただき、備え付けの「期日前投票宣誓書兼請求書」に記載していただくことで、投票することができます。

※投票日当日に投票所で投票する方は、「投票所入場整理券」裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」への記載は不要です。

場所

期日前投票所＝市役所 2階204・205会議室
※10月26日(土)のみ市役所 1階

お知らせ <ul style="list-style-type: none">投票には、この「投票所入場整理券」を本人が、投票所へご持参ください。この「投票所入場整理券」を忘れたり、紛失したりしても投票できませんので、投票所の係員に申し出てください。この「投票所入場整理券」をお手元に置いて、投票日当日に選挙権がない方は、投票できません。この「投票所入場整理券」で本人以外の者が投票したり、選挙権がない者が投票したりすると罰せられます。筆記具(鉛筆・シャープペンシル等)をご持参いただいても構いません。	【期日前投票宣誓書兼請求書】 <p>私は、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。以上、真実であることを誓い、投票</p> <table border="1"><tr><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>大正・昭和・平成 年 月 日</td></tr><tr><td>東久留米市住所</td><td>東久留米市</td></tr></table> <p>※裏面に住所の印字がない場合はお記載してください</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none">○仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事○用事は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在○疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は閉鎖施設等に収容○交通機関の高等に居住・滞在○住所移動のため、東久留米市以外に居住○天災又は悪天候により投票所に行くことが困難 <p>※必ずご本人が、記入してください。 ※期日前投票を利用される場合のみ、上記宣誓書を記載してください。 投票日当日、投票所で投票される方は記載の必要はありません。</p>	氏名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	東久留米市住所	東久留米市
氏名							
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日						
東久留米市住所	東久留米市						

投票所入場整理券の裏面

期日前投票の際に、記載が必要な部分

衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の記事は2面へ続きます

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

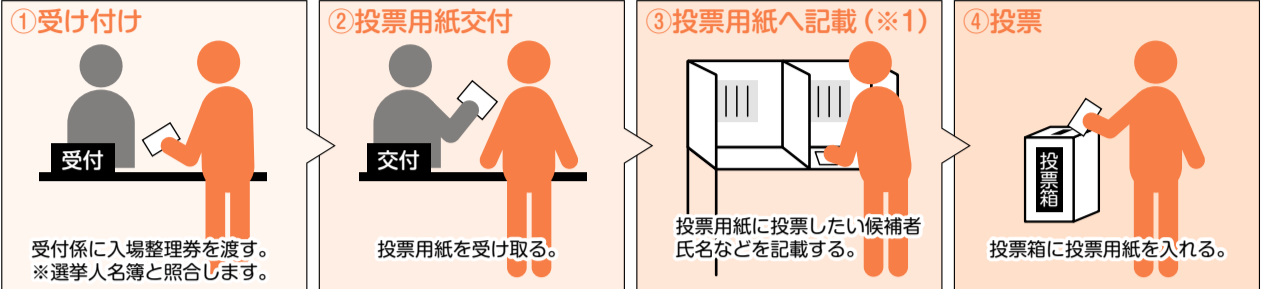
投票日時：10月27日(日)午前7時～午後8時

問選挙管理委員会事務局 ☎042・470・7790

来場時のお願い

- ①投票所・開票所の駐車スペースは歩行困難者優先ですので、車での来場はご遠慮ください(駐車場のない投票所も一部あります)。
- ②ペットを連れての投票はご遠慮ください。

投票の流れ



★今回の選挙では原則、④が終わるともう2回②～④と進みます。

※1 1回目＝小選挙区選出議員選挙⇒「候補者氏名」を記載
2回目＝比例代表選出議員選挙⇒「政党等の名称」を記載
3回目＝最高裁国民審査⇒やめさせた方がよいと思う裁判官について、氏名の上の欄に「×」を記載

※投票所での投票までの流れです。

候補者・最高裁判所裁判官の経歴などは選挙公報で

候補者の経歴・経歴などを掲載した選挙公報は、東京都から納品され次第全戸配布します。また、都選挙管理委員会HPでもご覧になれます。

投票所入場整理券をお忘れなく

「投票所入場整理券」を世帯ごとに封書で郵送します。世帯全員の「投票所入場整理券」が入っていますので、必ず本人のものであることを確認の上、持参してください。

入場整理券を紛失した方や届かなかった方でも、選挙人名簿に登録された資格者であれば投票できますので、本人確認書類を持参の上、投票所の係員にお申し出ください。なお、期日前投票も同様です。

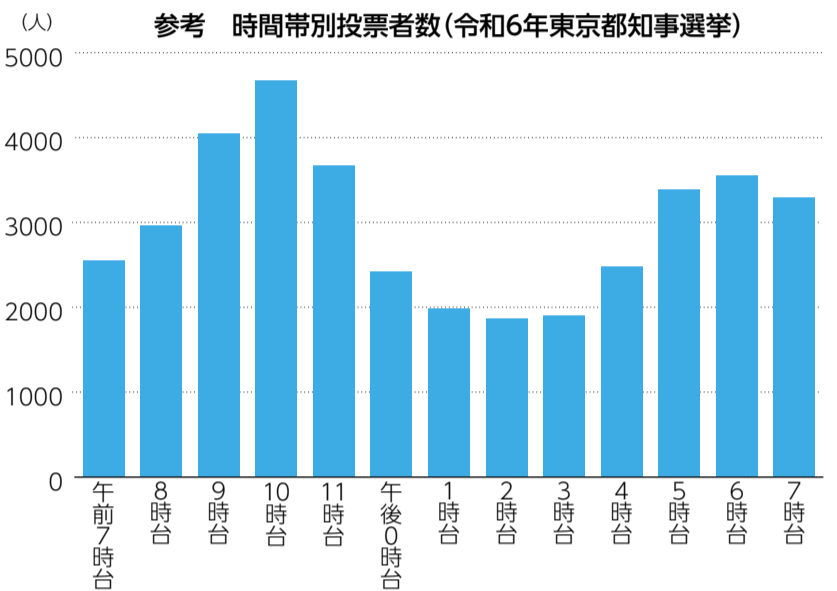
※投票区・投票所は同整理券に記載されています。

開票はスポーツセンターで

開票は、10月27日(日)午後9時からスポーツセンターで行います。参観を希望する方は、当日受け付けにお申し出ください。

※開票状況は、当日午後10時以降、市HPなどで速報値をお知らせします。

参考 時間帯別投票者数(令和6年東京都知事選挙)



※午前9時～正午が混雑しますので、その時間帯を避けるなど混雑緩和にご協力をお願いします。

不在者投票

■他の市区町村での不在者投票

出張などで市外に滞在中の方は、事前手続きをさせていただくことで、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。

■指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホームなどに入院・入所している方は、不在者投票をすることができます。

■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳などをお持ちの方で、下表1に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送する方法で投票できます。

また、下表1に該当し、かつ下表2に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、手続きが必要となりますので、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから10月23日(木)までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人でもできますが、投票手続きなどに日数がかかりますので、早めにお申し込みください。

表1 郵便などによる不在者投票ができる方

手帳などの種類	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

住所を異動した場合の投票

■市内転居した方

- ▼6年10月2日以前に転居の届け出をした方
新住所地の投票所で投票となります。
- ▼6年10月3日以降に転居の届け出をした方
旧住所地の投票所で投票となります。

■転入した方

▼6年7月15日以降に他の市区町村から東久留米市に転入の届け出をした方
東久留米市では投票できません。前住所地の選挙人名簿に登録されている方は前住所地で投票ができますが、前住所地を転出した日から4カ月が経過すると投票ができません。前住所地の選挙管理委員会にご確認ください。

■転出した(する)方

▼6年7月15日以降に東久留米市から他の市区町村に転出の届け出をした方
新住所地では投票できません。前住所地である東久留米市の選挙人名簿に登録されている方は東久留米市で投票できますが、転出した日から投票日までに4カ月が経過すると登録が抹消されますので、ご注意ください。詳細は選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

代理投票・点字投票

手などが不自由で文字を書くことができない方には「代理投票」(投票所の係員が代理で筆記する方法)があります。また、目の不自由な方には「点字投票」(点字器が各投票所に備えてあります)の制度があります。投票所(または、期日前・不在者投票所)で係員にお申し出ください。

